

美瑛町中心市街地活性化整備委託業務 仕様書

1 業務名

美瑛町中心市街地活性化整備委託業務

2 業務の目的

本町は、多くの観光客が訪れる農業と観光のまちであり、市街地周辺には多くの観光客が回遊している。この状況を最大限活用した中心市街地の活性化を図るべく、都市基盤の再活用、並びに既存施設の有効活用等を進めるため、中心市街地の発展に欠かせない社会基盤整備を行うことが必要である。町民が安全・安心・快適に過ごせる地域コミュニティの形成並びに町外の方が集う賑わいのあるまちづくりに向けて、関係団体で構成された中心市街地活性化推進協議会を運営し、美瑛駅周辺の再開発を行うため、美瑛町中心市街地活性化整備基本計画を策定する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 一般事項

- ① 本業務を進めるに当たり、別添スケジュール（案）を踏まえた業務工程とする。
- ② 業務の効率化等を図るため、発注者と受注者において業務の役割を分担し、円滑な業務の遂行に努める。

(2) 業務項目

業務の項目は以下のとおりとする。なお、それぞれの詳細は次項に記載する。

- ① 現状把握と基礎条件の整理
- ② コンセプトの設定
- ③ 計画内容の検討
- ④ 基本構想図の作成
- ⑤ 美瑛町中心市街地活性化協議会の運営支援
- ⑥ まちづくり委員会及び企画委員会の運営協力
- ⑦ 打合せ協議
- ⑧ 報告書とりまとめ
- ⑨ その他、町と受託者の双方の必要と認める事項

(3) 現状把握と基礎条件の整理

本事業の必要性及び背景を整理するとともに、本事業実施の前提条件となる地域の特性や課題について、調査・整理を行う。

(4) コンセプトの設定

前項の基礎条件を踏まえ、中心市街地整備に係る基本方針やコンセプトを設定する。

(5) 計画内容の検討

第6次美瑛町まちづくり総合計画の考え方や協議会の意見等を踏まえ、美瑛駅周辺に整備する機能・施設等について検討する。

(6) 基本構想図の作成

整備する機能や施設を反映させた基本構想図(計画に基づいた配置図やイメージ図)を作成する。

(7) 美瑛町中心市街地活性化協議会の運営支援

美瑛駅を中心とした市街地の活性化について協議することを目的とし、外部有識者等で構成される協議会を開催するにあたり、会議の資料作成、運営支援を行う。

(8) まちづくり委員会及び企画委員会等の運営協力

まちづくり委員会や企画委員会等の開催は、町が中心となり進め、受注者は、資料の作成や運営に関するアドバイス等を行う。

(注) まちづくり委員会とは、町民で構成された組織であり、町民の生活に関わる重要な計画や構想等について審議を行う。

(注) 企画委員会とは、役場内の管理職で構成された組織であり、行政事務の懸案事項等を調査、研究及び検討する場である。

(9) 報告書とりまとめ

上記の検討結果や協議会の運営支援経過等を「美瑛町中心市街地活性化整備基本計画」として、とりまとめを行う。

(10) 第6次美瑛町まちづくり総合計画の反映

本計画はまちの最上位計画であり、美瑛町が策定するあらゆるまちづくり構想や個別計画の基礎となるため、その内容を十分反映すること。

下記 URL より参照すること

<https://www.town.biei.hokkaido.jp/administration/administration/plan.html>

5 成果品

(1) 報告書

(2) 打合せ記録等

(3) その他(上記に係る各種電子データを含む)

6 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、町と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、町の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (3) 著作権をはじめとする本業務の成果品における一切の権利は町に帰属すること。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が別途協議する。